

よくある質問④

問4-1 今月会社を退職します。
在職中から知り合いの**会社(法人)**の「**役員**」になっています。

その役員はこれからも続ける予定です。この場合、失業保険の手続きはできますか？

(答4-1)

以下の要件を**全て満たしている場合**、失業保険の手続きは可能です。

- 常勤ではなく**非常勤**の役員であること
- 法人の役員として行っている労働時間が**週20時間未満**であること
- 法人の役員としての役員報酬がないこと、または**1か月の役員報酬**が一定金額未満(※)であること。

※手続きが不可となる役員報酬の金額については毎年変わりますので、詳細はハローワーク那覇雇用保険給付課までお問合せください。

- 週20時間以上の**就職**を**希望**し、積極的な求職活動ができ、すぐに就職できる状態であること。